

第143回 船橋市都市計画審議会 議案第1号

回答1回目一覧

議案第1号 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（付議）		
番号	ご意見・ご質問等	事務局回答
1	今回の新規の廃棄物処理施設建設にあたっては、他の候補地の検討もあったのか？（あったとすれば、この場所を選定した理由をご教示頂きたい。）	南関東近辺で事業を展開するために、候補地を探していたところ本計画地の話があり、特に他に具体的な候補地はなかったと聞いております。 本計画地に決めた理由としては、都市計画区域内の準工業地域内にあり、また、工業専用地域に隣接し周辺の土地利用の状況は実情として工場や事業所が多く、工場の跡地であることから、都市計画上また環境上、交通上問題がないと考え選定したものと聞いております。
2	船橋市の廃棄物はこの工場でどれくらい受入れる予定なのか？（船橋市の廃棄物の受け入れがなかったとしても、建設が妨げられるものではないですが、市や住民に説明する際に、ある一定量の受け入れがあるということであれば、地球環境保全に貢献する施設の建設により好意的な意見が増えるかと思えます。）	現時点で搬入元が特定していないため、市内と市外それぞれの受け入れ量を具体的にお示しできませんが、本施設は建物の解体現場等から資材を受け入れる予定であるため、比較的近隣の現場からの搬入が多くなるものと聞いております。
3	搬入車両は大型・小型含めて1日で37台で待機スペースありで問題なしと記載されていますが、搬入車両の車両の大きさ別の入庫時間がどのように分散しているのかわからないため、図面の事務所棟の東側に用意されている5台で待機スペースで運用できるのか、自治会との路上駐車禁止の協定を担保できるのか、が判断できません。	現時点で搬入元が特定していないため、搬入車両の時間帯について具体的にはお示しできませんが、車両受け入れ時間（8～22時の14時間）に対して搬入車両30台を平均すると約2.1台/時となります。時間帯は午前中から昼前と夕方頃が比較的増えると考えられますが、敷地内にトラック5台、大型トラック2台分の駐車スペースを設けており、仮に搬入車両が一時的に集中した場合でも、敷地内の空いているスペースに一時待機することも可能であるため、運用上問題はないと考えております。 自治会との協定の担保については、事業主である㈱ログは搬出入業者へ徹底させるとしており、船橋市としても事業主へ徹底させてまいります。
4	国道357号の交通量は、記載されている4万台を超えるもので、37台は問題ないとする評価は、数字的には、都市計画決定をする上での判断として間違いではなく妥当なものと思えます。 しかし、交通量をさばけている道路であれば、何ら問題ありませんが、資料として添付いたしました、ETC2.0のビッグデータを用いた、船橋市が設立した「船橋市交通ビッグデータ見える化協議会」の公開資料に、私が一部切り出してコメントを付記しましたが、栄町交差点は、現段階で、平均旅行速度が15km/h以下の渋滞を発生させるポイントの交差点となっており、その交差点に、今回の計画は搬入出車両を流入させることとなります。 どの方面からの流入を想定しているのか？	車両の流入は国道357号の上りと下り両方面からを想定しております。 栄町交差点から北方向に市道がありますが、その先に小学校があり通学路と重複することから、北方向への経路の通行はありません。
5	日中も渋滞は常駐化しているが、交通容量に大きく影響する、10tトラック・20tトレーラーの流入時間帯はいつ頃を想定しているのか？	搬出車両の流入時間帯は、搬出先の受け入れ状況や交通状況にもよるため、具体的にはお示しできませんが、主に午前中や昼過ぎ頃の時間帯になるものと聞いております。
6	国道357の上りは空いていても、手前の若松交差点までは常態化した渋滞発生と関連してどう考えるか？ 交通量は37台のわずか0.09%程度の増加だから問題ないという、今回の回答に対して、常態化している交通渋滞に対して、本来の道路機能を発揮できていない中で、37台（たった）の交通量であっても、渋滞を招く要因を計画的に組み込むことについて、船橋市として、一定程度の方針を持って回答できるような準備をしておく必要があると思えます。	全体の交通量と比較して増加が僅かではありますが、渋滞を招く要因であることは否定できません。しかしながら現時点で常態化している交通渋滞であるため、本計画による影響を考慮した場合においても、計画自体はやむを得ないと判断しております。 なお、委員のご指摘については、船橋市の抱える課題として道路部局とも情報を共有してまいります。
7	（ご意見） 説明資料にもある通り、本施設は家屋等の解体工事等から発生する木屑や廃プラスチック等を破碎し燃料チップとして再活用するためのものであり、住宅急増期から約半世紀が経過し、家屋の建て替えが進む本市の状況や、今後起こり得る非常災害時に発生するであろう大量の瓦礫処理の必要性も予想される中で、本施設は本市にとって必要なものであると考えます。	ご意見ありがとうございます。
8	建築基準法51条ただし書きにある「都道府県都市計画審議会」のかっこ書きにおいて、「その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が…」とあります。産業廃棄物処理施設は知事決定施設であり（都市計画法施行令第9条第2項第8号）、千葉県都市計画審議会ではなく、船橋市都市計画審議会の付議で良いのでしょうか。何か千葉県内の特別な運用があるのでしょうか。	委員ご指摘のとおり、産業廃棄物処理施設は都市計画法において知事決定施設であり（都市計画法施行令第9条第2項第7号）、今回の建築基準法第51条ただし書の許可にあたっては、千葉県都市計画審議会に諮ることとなります。 これまで、千葉県都市計画審議会へ付議するにあたり、地元市町村として計画上支障ないことの確認は必要であるという考えのもと、その意見を集約する手段として関係部局への照会や船橋市都市計画審議会へ説明を行い、ご意見をいただいております。 上記のことから、船橋市では付議として運用しております。

第143回 船橋市都市計画審議会 議案第1号

回答1回目一覧

議案第1号 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（付議）		
番号	ご意見・ご質問等	事務局回答
9	この施設の、1年間あたりの温室効果ガス排出量はどの程度になる見込みでしょうか。	環境省から発出されている温室効果ガス排出量算定方法等をもとに計算すると、破碎施設からのCO2排出量は約1660t-CO2/年の排出量となる見込みです。 また、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象となる廃棄物処理業者のCO2平均排出量は約4770t-CO2/年です。
10	「本施設は、解体工事、建築工事から発生する木くずや廃プラスチック類等を破碎し、燃料チップとしてリサイクルする産業廃棄物処理施設」とのことですが、廃プラの燃焼は温室効果ガスを発生させます。この施設で生成される燃料チップの燃焼によって、年間どれくらいの温室効果ガスが排出される見込みなのでしょうか。	具体的な排出量は不明ですが、当施設で生成される燃料チップは売却先の製紙工場において化石燃料の代替品として使用されるものであり、化石燃料を使用した場合に比べて温室効果ガスの削減が見込まれます。 なお、廃棄物由来の燃料を製造し化石燃料を代替することで、燃料の燃焼に伴うエネルギー起源のCO2排出量を削減することは、環境省においても廃棄物処理における温暖化対策の取組として推進されています。
11	船橋市は2050年カーボンゼロを目指していますが、この施設の設置は、その目標と整合性が取れるのでしょうか。	当施設で作成される燃料チップは売却先である製紙工場にて化石燃料の代替品として使用されるため、温室効果ガスの削減が期待されます。 また、「船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」に基づく事前協議において環境政策課と協議を行い、その中で目標の達成に係る取組として工場内に設置される照明を「温室効果ガスの発生抑制に資する設備」であるLED照明にすることを確認しております。
12	化石燃料からの脱却は世界的な課題です。2030年までに大幅な温室効果ガス削減が求められている中、この施設を設置しようという、その目的を教えてください。	当施設で生成される燃料チップは売却先の製紙工場において化石燃料の代替品として使用されるものであり、化石燃料を使用した場合に比べて温室効果ガスの削減が見込まれます。さらに、破碎施設により廃棄物を減容化することにより、売却先までの運搬効率が向上するため、運搬車両による化石燃料使用量及び排気ガス排出量の削減に繋がります。 また、廃棄物を中間処理・リサイクルすることにより、埋立て処分量が削減されるため、全国的にひっ迫している最終処分場の残余年数の延命にも寄与します。
13	(ご意見) 現場は見に行っておりませんが、よろしいと思います。	ご意見ありがとうございます。
14	地図上で見ると小中学校までの距離が近いように見えます。合法的ではあるようですが風向きによっては騒音は問題ありませんか。	騒音については、施設の稼働時に敷地境界線上において本市の条例上の規制値を満たしております。 また、本計画地の敷地境界線から湊中学校まで約330m、南本町小学校まで約660m程離れており、距離による減衰も見込まれることから、風向きを考慮した場合においても問題はないと考えております。
15	施設の周囲はフェンスと緑地となっておりますが「破碎施設」は若干でも防音を加味した建物の検討は出来ないのでしょうか。	上記に加え、本計画は防音を加味するために、騒音を発生する破碎施設を建物内に設置し、運搬車両がない時には建物出入口のシャッターを閉じ、作業も建物内で実施すると聞いております。